

7 月 例 会 資 料

令和2年7月29日
保 険 研 究 委 員 会

<留意事項>

1. 新製有床義歯管理料（義管）の「困難な場合」を算定する場合、傷病名欄に9歯以上の欠損歯式を明記して下さい。

<報告事項>

□新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な E-system を活用した施設基準の研修について
日歯生涯研修登録システムである E-system を受講することで、以下の施設基準に係る研修を受講したことになります。受講後、県歯に「受講修了証発行希望」の旨を照会して下さい。

- ・ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所 施設基準（5）
- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所 施設基準（8）カ 在宅医療又は介護に関する研修
- ・ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所 施設基準（8）ク 認知症対応力向上研修
- ・ 歯科外来環境体制加算
- ・ 在宅療養支援歯科診療所1・在宅療養支援歯科診療所2

□施設基準について、基準を満たさなくなった場合
必ず辞退届を厚生局に提出して下さい。

□金属の価格高騰に伴う、保険診療の一部負担金の増加について
患者さん向けのお知らせを作成したので、ご利用下さい。

<連絡事項>

□オンライン資格確認説明会

日時：8月1日（土）19時開始

場所：群馬県歯科医師会館 5階ホール

□令和2年8月レセプトチェック勉強会は開催されません。

質問のある方は、保険研究委員会委員の先生にお尋ね下さい。